

広報広聴課長 様

港湾海岸課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	宇和島港港湾脱炭素化推進協議会	
事務局（担当課）	土木部 河川港湾局 港湾海岸課 計画係 （担当）山内 直人 （内線）4380	
設置根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 （名称）港湾法、宇和島港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱	
設置年月日	令和 6 年 6 月 10 日	
審議会・検討会等の内容	宇和島港港湾脱炭素化推進計画に関する内容	
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 6 年 6 月 10 日	
公開・非公開の別 （決定の内容）	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
公開・非公開に係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 （名称）	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
・各民間企業の今後の脱炭素化に向けた取組等	各民間企業が公にしていない未確定・検討中の取組等についても議論することから、公開することにより、個別企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	(1)-2
摘要	報告日 令和 6 年 6 月 18 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。